危険物安全週間について

危険物安全週間について

危険物安全週間

６月８日（日）～１４日（土）

身の回りの危険物に関する知識の普及啓発と、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的として、毎年６月第２週に実施しています。

この機会に、危険物の安全な取扱い方法について確認をお願いいたします。

危険物安全週間について

昭和38年、東京都が全国で初めて6月20日を「危険物安全の日」に定めました。

当時はセルロイドの自然発火による火災が多発しており、気温が上がる時期に危険物の保安について広報することとしたためです。なおこれは東京都のみで実施され、全国的なものではありませんでした。

翌年の昭和39年7月14日、品川区勝島で倉庫の周囲に野積みしていた硝化綿入りのドラム缶から出火し、周辺の危険物に次々と燃え広がって爆発する大火災が発生しました。

この火災を契機として昭和40年に危険物安全の日は7月14日に改められましたが、セルロイド製品の減少等により昭和45年に廃止されました。

その後、平成2年に消防庁が毎年6月第2週を「危険物安全週間」として定め、現在に至ります。

勝島倉庫における消防活動時の爆発の様子
（読売新聞社提供）

『危険物』について

『危険物』とは

　消防法で定められている『危険物』は、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

常温で**固体**または**液体**であるもの

＋

それ自体が**発火、引火しやすい**もの

それ自体は燃えないが、他の物質の**燃焼を促進する**もの

火災発生・拡大の危険性が大きく、火災になった場合に消火が難しい性質を有しています。

危険物の例、危険物を含む可能性のある製品の例

車の燃料
（ガソリン、軽油）

ストーブの燃料
（灯油）

消毒用アルコール、
度数が高い酒類

アロマオイル、動植物油

スプレー缶
（エアゾール製品）

モバイルバッテリー
（リチウムイオン電池）

花火

その他、危険物を含む可能性
のある製品は数多くあります。

着火剤、
固形燃料

化粧品

危険物の表示

危険物に該当する物品には、危険物であることが分かるように、**容器に表示**することが法令で定められています。

- 危険物の**品名**、**危険等級**、**化学名**、水溶性のものは「水溶性」
- 危険物の**数量**
- 危険物に応じた**注意事項**

※内容積が500ml以下の容器については、表示の一部が省略や簡略化されている場合があります。

危険物等の危険性と事故防止

- ガソリン、軽油、灯油
- アルコール類
- オイル類
- エアゾール製品
- リチウムイオン電池
- おもちゃ花火

ガソリン、軽油、灯油の危険性

- 自動車や暖房器具などの燃料として使われる、最も身近な危険物です。
- 温度が上がると可燃性蒸気が発生します。可燃性蒸気は空気より重く、下の方へ流れ、低い所やくぼみなどに滞留します。
- 可燃性蒸気と空気が混合して一定の割合になると、火源により引火する危険性があります。
- 液体の状態では水に溶けにくく水より軽いため、浮いて広がります。

危険物	引火点
ガソリン	－４０℃以下
灯　油	４０℃以上
軽　油	４５℃以上

　可燃性蒸気を発生させ、空気中で点火した場合に引火する最低温度を「引火点」といいます。
　特にガソリンは引火点が低く、容易に引火するおそれがあるので取扱いに注意が必要です。

ガソリン、軽油、灯油の危険性

事故事例　**流出したガソリンに引火し、周囲の排水溝へ燃え広がった火災**

　路上でオートバイの整備をするため、燃料タンクを外して排水溝付近に置いた際、タンクからガソリンが漏れて排水溝へ流れ出しました。

　流出を止めるためタンクを持ち上げたところ、何らかの原因でガソリンに引火して火災が上がりました。

燃料タンクからの流出状況

出火箇所周囲の状況

ガソリン、軽油、灯油の危険性

ガソリンを染み込ませたＴシャツから可燃性蒸気が発生して下の方に溜まり、右側のローソクの方へ流れていきます。

可燃性蒸気にローソクの火が引火し、Ｔシャツから流れてくる可燃性蒸気を伝い、炎がＴシャツの方へ進みます。

『ガソリン取扱い中の火気に注意』動画はこちらから→

ガソリン、軽油、灯油の事故を防ぐために

① 発生した可燃性蒸気に引火する危険性があるので、取り扱う場合は換気を行い、火気を近づけないようにしましょう。

② 法令基準に適合した容器に収納し、蓋や栓をしっかり閉め、高温にならない場所で保管しましょう。

③ 火災時は、油火災に対応する消火器を使用しましょう。

容器を選ぶ際は、法令に適合していることを示すマークを参考にしてください。

ガソリン用携行缶の例

油火災に対応する消火器は、ラベルにこのマークが表示されています。

アルコール類の危険性

- 高濃度の消毒用アルコールや、アルコール度数が高い酒類は、危険物に該当します。
- ガソリンなどと同様に、温度が上がると可燃性蒸気が発生します。可燃性蒸気と空気が混合して一定の割合になると、火源により引火する危険性があります。
- アルコールの炎は青白く、明るい場所では見えにくいのが特徴です。

　代表的なアルコールに、メタノール（メチルアルコール）とエタノール（エチルアルコール）があります。
　名前が似ていますが、お酒の成分や消毒などに使われるのは『エタノール』です。メタノールは人体への毒性が高く、飲用や消毒に使用してはいけません。

アルコール類の危険性

事故事例　**アルコールこんろを使用中に燃料を継ぎ足したため出火した火災**

　アルコールこんろの火が大きくならないため、火を消さずに追加のアルコール燃料を継ぎ足したところ、こんろの火が気化したアルコールに引火しました。
　持っていたアルコール燃料をまき散らし、周囲のカーペット等に燃え移りました。

アルコールこんろの使用状況
（白丸は焼損箇所）

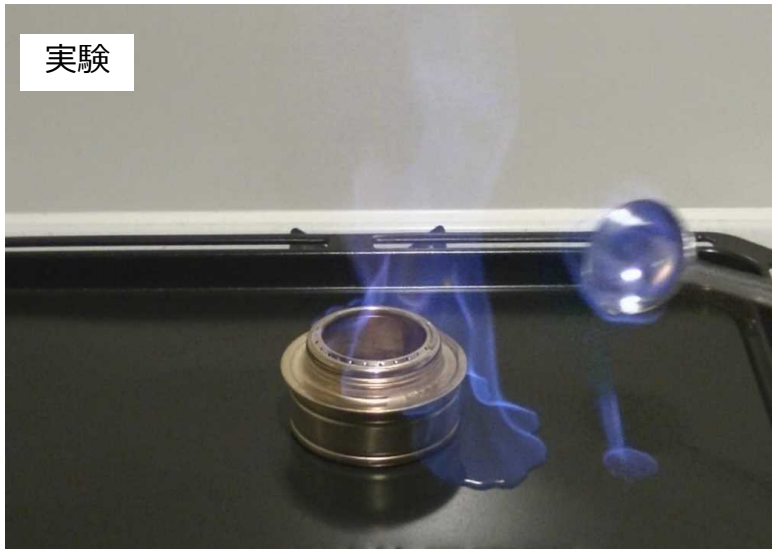

使用中にアルコール燃料を入れた状況
（追加燃料に燃え移りこぼれる）

アルコール類の事故を防ぐために

① 可燃性蒸気が発生して引火するおそれがあるので、使用する時は換気を行い、火気を近づけないようにしましょう。

② 炎が見えづらいので、アルコール燃料に火をつけた場合は、可燃物を近づけないようにしましょう。

③ アルコール燃料は、必ず火を止めてから継ぎ足しましょう。

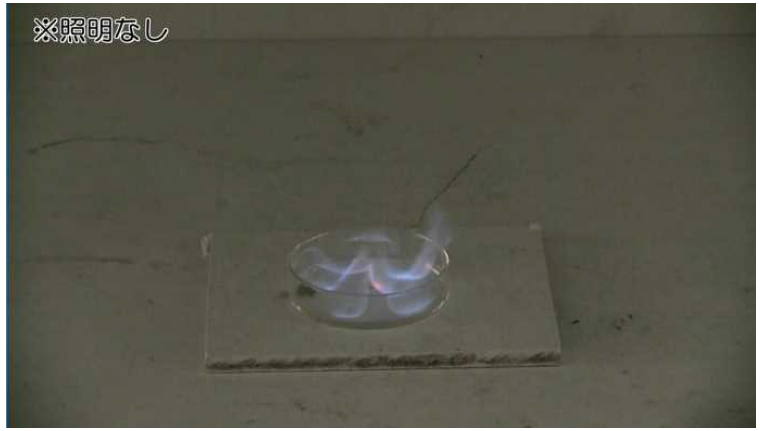

『消毒用アルコールによる火災の危険性』動画はこちらから→

オイル類の危険性

- 動物の脂や植物の種子、果肉から抽出したオイル（動植物油）の中には、危険物に該当するものがあります。

- オイルに含まれる不飽和脂肪酸は、酸化することで発熱します。そのため、オイルが染み込んだ布や紙を丸めたり重ねたりして放置すると、熱が蓄積し、自然発火することがあります。

	乾性油	半乾性油	不乾性油
主な植物油	・アマニ油 ・キリ油 ・大豆油	・ゴマ油 ・ナタネ油 ・綿実油	・オリーブ油 ・ツバキ油 ・ヒマシ油
ヨウ素価	130以上	100～130	100以下

大 ← ヨウ素価 →

ヨウ素価とは、油脂100gに付加するヨウ素のグラム数で表したものです。

この値が大きいほど不飽和度が高く酸化されやすいため、出火の危険性が大きくなります。

オイル類の危険性

事故事例　**オイルが染み込んだタオルの乾燥後の余熱により出火した火災**

　エステ店で使用したオイルの染み込んだタオルを洗濯して、乾燥機で乾燥させ、余熱がある状態で洗濯かごに詰めたまま放置したところ、オイルの成分である不飽和脂肪酸が酸化発熱し、出火しました。

出火箇所付近の状況

焼損したタオルの状況

オイル類の事故を防ぐために

① オイルが付着したタオルや衣類は、洗濯後に乾燥機を使用せずに自然乾燥させるか、乾燥機を使用した場合はそのまま放置せず、すぐに取り出しましょう。

② オイルを拭いた布や紙は、水にしっかり浸してから捨てましょう。（時間が経ち水が乾くと、再び発熱するおそれがあるので注意）

『アマニ油等を含んだタオルから起こる自然発火の危険性』動画はこちらから→

エアゾール製品の危険性

- 殺虫剤やパーツクリーナーなどスプレー缶に入った製品をエアゾール製品といい、缶内には内容物と噴射剤が封入されています。
- 噴射剤は液化石油ガス（ＬＰＧ）やジメチルエーテル（ＤＭＥ）などの可燃性ガスが多く、火気の近くで使用するのは危険です。
- ＬＰＧやＤＭＥは空気より重く、下の方に滞留します。

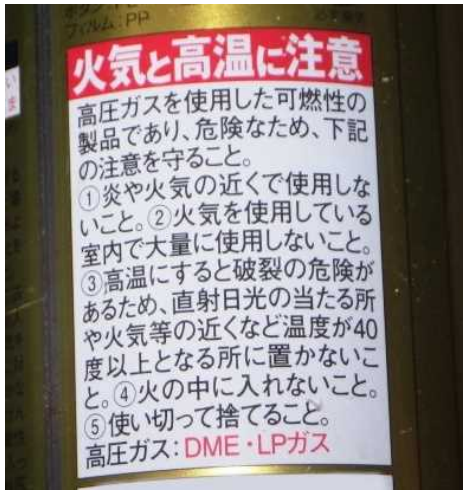

エアゾール製品の警告・注意表示（例）

エアゾール製品の危険性

事故事例　**調理中に使用した殺虫剤に引火し出火した火災**

台所のガステーブルを使っている際、付近に害虫を見つけたため、ガステーブルの背面に向かって殺虫剤スプレーを噴射したところ、可燃性ガスがガステーブルの炎に引火しました。

出火した場所の状況

事故事例　**車両内で冷却スプレーを使用して出火した火災**

車両内で冷却スプレーを20秒ほど噴射した後、喫煙するためライターを点火したところ、可燃性ガスに引火し、車両が激しく破損しました。

破損した車両の状況

エアゾール製品の事故を防ぐために

① こんろやストーブなど火気の近くで使用しないようにしましょう。
廃棄するために穴あけをすることも危険です。

② エアゾール製品は、必ず中身を使い切ってから捨てましょう。

③ 使い切らずに捨てる場合は、火気のない通気性の良い屋外で、ガスがなくなるまで噴射してから廃棄しましょう。

ＬＰＧやＤＭＥは空気より重いため、残ったガスを抜く場合、台所のシンクや浴室などでは換気扇を回していても下に溜まり、排出されないおそれがあります。

屋内では、残ガス排出を行わないようにしましょう。

『エアゾール缶等の危険性』動画はこちらから→

リチウムイオン電池の危険性

- 充電して繰り返し使えるリチウムイオン電池は、パソコンやモバイルバッテリーなど幅広い製品に使用されています。
- 危険物に該当する液体を電池内に含むものもあり、強い衝撃を与えたり、無理に分解したりすると火災になることがあります。

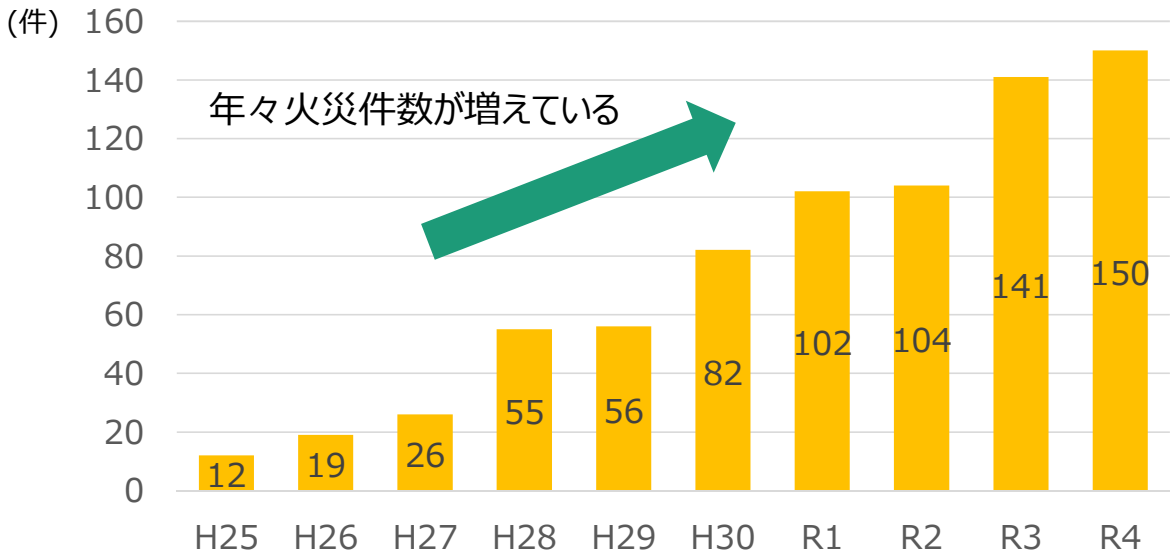

リチウムイオン電池関連による火災の年別発生状況

※ごみ回収中のごみ収集車から出火した火災、ごみ処理関連施設から出火した火災を除く。

リチウムイオン電池の危険性

事故事例　<u>ズボンのポケットに入れたスマートフォンが破損し出火した火災</u>

　男性が、階段で足を滑らせてしりもちをついた際、「シュー」という音とともにズボンの後ろポケット辺りが熱くなったため、ポケットに入れていたスマートフォンを取り出すと炎が出ていました。

焼損した衣類と
スマートフォン

焼損したスマートフォン

リチウムイオン電池の危険性

事故事例　**不燃ごみに混ぜられたリチウムイオン電池による火災**

　不燃ごみに紛れていたリチウムイオン電池が、ごみ処理施設で破砕されて発熱、発火し、周囲のプラスチックごみに着火しました。

　施設職員がベルトコンベヤの内部で延焼しているのを発見し、屋内消火栓設備で初期消火を行いました。

施設職員による初期消火

火源となったリチウムイオン電池

リチウムイオン電池の事故を防ぐために

① 各機器を購入した時に付属されている充電器やメーカー指定の物を使用しましょう。

② 膨張・異音・異臭、充電中に熱くなる、充電が最後までできない、など、異常が生じたものは使用しないようにしましょう。

③ 可燃ごみや不燃ごみなどに混ぜず、各自治体の定めるルールに従って廃棄しましょう。

購入する際は、製品が安全性を満たしていることを示すマークが付いているものを選びましょう。

PSE

国の定める安全基準の検査に合格した電気製品に表示されます。
モバイルバッテリーは、2019年2月からこのマークが表示された製品でなければ販売禁止となりました。

MCPC

ＭＣＰＣ（モバイルコンピューティング推進コンソーシアム）は、モバイル機器の安全性向上に取り組む団体で、評価試験に合格した製品にはこのマークが表示されています。

おもちゃ花火の危険性

- おもちゃ花火（がん具用煙火）は小型ですが、その原料は火薬であり、火薬類取締法令により花火の種類や火薬の量などが規制されています。
- 花火の温度は1,000℃以上になり、使用方法を誤ると火災や、やけどをするおそれがあります。

ＳＦマーク（Safety Fireworksの略称）

　公益社団法人日本煙火協会が行う、おもちゃ花火の安全性を確認する検査に合格したことを示すマークです。

　安全に花火を楽しむため、ＳＦマークがついた花火を選びましょう。

おもちゃ花火の危険性

事故事例　<u>マンションのベランダで花火をして出火した火災</u>

　マンション３階の居住者が深夜に友人とベランダで花火をしていた際、誤って花火を落とし、敷地内に駐輪していたオートバイのボディカバーに着火し、オートバイへ延焼しました。

オートバイ等の焼損状況

共同住宅の状況

おもちゃ花火の事故を防ぐために

① 周りに可燃物や建物がない場所を選び、風向きに注意しましょう。
また、風の強い日は花火を中止しましょう。

② 水を入れたバケツを用意し、使い終わった花火を水に漬けて完全に消火しましょう。

③ 花火に書いてある遊び方をよく読み、必ず守りましょう。

消えたように見えても、火種が残っている場合があります。水に漬けて完全に消火しましょう。

点火する時や途中で火が消えた時に、花火の筒先をのぞき込むことは非常に危険です。

『花火の危険性』
動画はこちらから→

危険物取扱者保安講習について

保安講習受講期限チェック

① 継続して取り扱っている方

講習日以降の最初の４月１日から**３年以内**に

② 新たに取り扱いを始めた方

Ａ：過去２年以内に免状の交付又は保安講習を受けた方

→ 免状の交付日又は講習日以降の最初の４月１日から**３年以内**に

Ｂ：Ａ以外の方

→ 取扱いを始めてから**１年以内**に

保安講習に関する留意事項

○　自動車の運転免許と違って更新案内は届きません。

○　便利な**オンライン講習**もあります。

オンライン保安講習について

令和６年度から
危険物取扱者保安講習のオンライン講習が開始されました！

パソコン等から電子申請し、講習を受講できます。

ここが便利！

- ○ 職場で、自宅で、自分のペースで視聴期間内に何度でも学べる！
- ○ 講習はオンラインで完結！

オンライン保安講習について

オンライン講習の手順

「東京消防庁ＨＰ」から危険物取扱者保安講習を電子申請

↓

受講手数料５，３００円を納付する

※クレジットカード決済のみ

↓

受付結果のメールが申請時に入力したメールアドレスに届く

↓

講習サイトからデジタルテキストをダウンロード

↓

講習サイトでオンライン動画を視聴

↓

修了証をダウンロードして保存する

オンライン保安講習の申請時の留意事項

○ オンライン講習の受講申請は電子申請のみで、消防署等の窓口では申請できません。

○ 受講手数料の支払いは、クレジットカード決済のみです現金でのお支払いはできません。

○ 受講のキャンセルによる受講手数料の返金はできません。

オンライン保安講習の日程

オンライン保安講習の日程はこちらから確認できます

東京消防庁ホームページ
【オンライン講習】